

消費税10%に備え

17/12
 自民、公明両党は16日、2016年度税制改正大綱を決めた。来年度から企業

のもつげにかかる法人実効税率をドイツ並みの29%台に下げる。17年4月の消費税率10%への引き上げと同時に1兆円規模の軽減税率制度を導入することも決定。16、17年度をにらんだ二段構えの税制改正となっている。(関連記事4、5、6面に)

税制大綱を決定

16年度税制改正大綱は17年4月の消費増税まで視野に入れる

実施時期	内容
2016年4月	法人実効税率を29.97%に下げ (▲1兆円)
	外形標準課税を拡大 (8000億円)
	3世代同居のためのリフォームに所得減税
17年4月	農地バンクに農地を貸せば固定資産税半額に
	市販薬を年1万2000円超買う世帯に所得減税
	食料品全般に消費税の軽減税率 (▲1兆円)
4月	自動車取得税を燃費新税に切り替え。実質減税 (▲200億円)
	耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に

(注)カッコ内は増減税の規模、▲は減税

税制改正を1年間適用した場合は約400億円減る。「減税型」の税制改正となった。法人実効税率は今の32・11%から16年度に29・97%

に下げる。20%台到達の目標を1年前倒した。外形標準課税の拡大で財源を確保し産業界全体の税負担は変えない。稼ぐ企業を優遇して経済活性化につなげる。一億総活躍社会をにらみ、3世代同居に必要なリフォームを実施した際に所得税も減税する。農地バンクに農地を貸せば固定資産税が半額になる制度も16年4月から始める。今回の大綱の特色は消費増税への備えだ。17年4月導入の燃費性能に応じた「燃費新税」では増税後の販売減を抑えるため非課税の車種を拡大。食料品に8%の消費税率を適用する軽減税率制度が固まったことで、税制面では消費税率10%にほぼ道筋をつけた。また、政府・与党の税制改正の検討作業は後手を踏

んだ。焦点となった軽減税率では本来、昨年末までに詰めるべき作業が大きく停滞。今秋からの検討作業も混乱し「準備が間に合わない」との理由から「みなし課税制度」などの特例を設ける結果となった。不正を防ぐためのインボイス(税額票)制度の導入は消費増税から4年遅れる。専業主婦の就労を妨げる配偶者控除をはじめ所得税改革は尻すぼみに終わった。20年越しの懸案である酒税の改革も先送りした。時代や社会の変化を映す税制改革は遅れが目立つ。